

## 江田島市アダプト制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、江田島市が管理する市道等（以下「市道等」という。）における美化・清掃等のボランティア活動（以下「アダプト活動」という。）を通じた地域コミュニティ形成を支援し、もってアダプト活動の活性化及び道路環境並びにその機能維持の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領におけるアダプト活動は、江田島市が認定するアダプト活動団体（以下「アダプト活動認定団体」という。）によって行われる活動を言う。

### (資格及び活動内容)

第3条 アダプト活動団体となることを希望する者は、アダプト活動認定団体申込書（以下「認定申込書」という。）（様式1）を市道等管理者である江田島市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

2 認定申込書を提出できる者は、市道等において清掃、緑化・草刈等のアダプト活動を行い又は行おうとする自治会、女性会等の地域住民団体並びに学校、個人、NPO法人又は企業及びその従業員の団体とする。

### (対象区間)

第4条 アダプト活動の対象となる市道等の区間（以下「対象区間」という。）は100m以上とし、原則として倒木等危険性の高い又は道路管理上支障があると認める区間は除くものとする。

### (認定及び合意書)

第5条 市長は、認定申込書が提出された場合は、その内容を審査し、次の各号を全て満たし適当であると判断した場合は、アダプト活動認定団体として認定するものとする。

- (1) 申請された活動が営利目的で行われるものでないこと
- (2) アダプト活動が1年以上継続できるものであること
- (3) アダプト活動が前条の規定に該当するものであること
- (4) アダプト活動が年3回以上実施されるものであること
- (5) 認定を申し込む団体が5名以上で構成されたものであること
- (6) その他市長が特に定める事項

2 市長は、アダプト活動認定団体として認定するときは、アダプト活動認定予定団体と速やかに江田島市アダプト制度に関する合意書（以下「合意書」という。）（様式2）を取り交わすものとする。

3 市長は合意書が取り交わされたときは、アダプト活動認定団体に認定証（様式6）を交付するものとする。

(アダプト活動内容の変更)

第6条 アダプト活動認定団体は、活動内容や構成員に変更があった場合は、アダプト活動変更届出書(様式7)により速やかに市長へ届け出なければならない。

(アダプト活動認定団体に対する江田島市の支援)

第7条 市長は、アダプト活動認定団体に対し次のとおり支援を行うものとする。

- (1) アダプト活動実施に係る関係保険の加入
- (2) 要望があった場合に限り、アダプト活動に対する奨励金(以下「アダプト活動奨励金」という。)を交付(別途申請の必要あり)する。
- (3) 要望があった場合に限り、表示板(アダプトサイン)(様式9)を、活動対象区間内の市道等の管理上支障のない位置に1基設置する。
- (4) その他市長が特に必要と認める事項

(アダプト活動奨励金)

第8条 アダプト活動認定団体は、「アダプト活動支援事業」に基づく奨励金の交付を申請することができる。又、奨励金交付を希望する団体については、「奨励金募集要項」により各種手続きを行うものとする。

(ゴミの処理)

第9条 アダプト活動認定団体は、合意書の定めるところによりアダプト活動によって回収等したゴミを、原則自身で処理するものとする。

(助言と勧告)

第10条 市長は、アダプト活動認定団体の活動に対して必要な助言、勧告ができるものとする。

(認定の取り消し)

第11条 市長は、アダプト活動認定団体が認定解除申請書(様式8)を提出したとき、アダプト活動認定団体が合意書に規定する義務を果たしていないと認められるとき又はアダプト活動認定団体としてふさわしくないと認められるときは、認定を取り消し、第7条に基づいて設置した表示板(アダプトサイン)を撤去するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

# アダプト活動認定団体申込書

平成 年 月 日

江田島市長 様

団体名 \_\_\_\_\_  
代表者 〒・住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_

江田島市アダプト制度実施要領第3条の規定により、次のとおり申し込みます。

1 活動対象

- ① 市道等 名称 \_\_\_\_\_  
② 活動区間 \_\_\_\_\_ から \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ まで(約 \_\_\_\_\_ m)

2 活動内容 (該当するものを○で囲む)

- ① 清掃      ② 緑化      ③ 草刈 (伐採を含む)

3 表示板 (アダプトサイン) 設置希望の有無 (該当するものを○で囲む)

- ① 有      ② 無

4 アダプト奨励金交付希望の有無 (該当するものを○で囲む)

- ① 有      ② 無

5 構成員 別表のとおり



## 江田島市アダプト制度に関する合意書

江田島市が認定するアダプト活動団体（以下「アダプト活動認定団体」という。）及び市道等管理者である江田島市長（以下「市長」という。）は、市道等の清掃・緑化・草刈等に係る活動（以下「アダプト活動」という。）実施にあたり次のとおり合意した。

### （対象区間）

第1条 この合意書に基づく活動対象区間は次のとおりとする。

（1）市道等名称 \_\_\_\_\_

（2）活動区間 \_\_\_\_\_ から \_\_\_\_\_ まで（約 \_\_\_\_\_ m）

### （アダプト活動認定団体の役割）

第2条 アダプト活動認定団体は、対象区間の清掃美化活動等を行い、常に当該市道等を清潔で良好な状態にしておくよう努めるものとする。

2 アダプト活動認定団体となることで、活動対象区間について、いかなる権利も発生するものではない。

### （道路管理者の役割）

第3条 市長は、アダプト活動認定団体の活動について綿密な連携を保ち、その活動に積極的に協力するものとする。

### （作業の安全）

第4条 アダプト活動認定団体は、アダプト活動を行うに当たっては、法令を守り、自己の責任において活動を行い、けが等をしないよう安全に十分注意するものとする。なお、15歳未満の者が参加する場合は、保護者等の参加による十分な安全確保を図ることとする。

### （ごみの処分）

第5条 アダプト活動認定団体は、江田島市の分別方法にしたがって回収したごみ等を適正に処分するものとする。

ただし、何らかの理由によりその処分が難しいと認められる場合は、江田島市と協議の上、その指示を受けることとする。

(緑化活動等)

第6条 アダプト活動認定団体は、緑化活動等に伴い新たに花壇を作り、フラワーポット等を設置し又は樹木を植えようとするときは、市長と協議するものとする。

(道路管理者の指示)

第7条 道路管理上その他やむを得ない事情により、設置された花壇、フラワーポット又は植栽した樹木等を除去する必要がある場合、アダプト活動認定団体は市長の指示に従うものとする。

(活動実施回数)

第8条 アダプト活動認定団体は、年間3回以上活動を実施するよう努めるものとする。

(表示板の設置)

第9条 市長は、アダプト活動認定団体の希望がある場合、その名称等を記載した表示板を活動対象区間内に設置することができるものとする。

(活動実施計画)

第10条 アダプト活動認定団体は、毎年6月末日までに当該年度の活動実施計画を様式1により、市長に報告するものとする。ただし、初年度においては、アダプト活動認定団体申込書に添付された活動実施計画書を本条の活動実施計画書とみなす。なお、「江田島市アダプト活動支援事業」に基づく奨励金交付申請書を提出した団体については、市長への報告を省略できるものとする。

(活動実績報告)

第11条 アダプト活動認定団体は、毎年3月末日までにその年度分の活動実績を様式2により、市長に報告するものとする。ただし、奨励金交付申請団体については、江田島アダプト活動支援事業活動実績報告書の提出により、本条の報告とみなす。

(保険)

第12条 アダプト活動認定団体は市長の指定する傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとし、保険料は江田島市が負担する。

(事故等の報告)

第13条 アダプト活動認定団体は、活動中に事故等が起こったときは、直ちに市長に連絡するとともに、様式5により報告するものとする。

(異常の通報)

第14条 アダプト活動認定団体は、対象区間内の道路施設の異常等を発見した場合は、市長に通報するものとする。

(認定の取り消し)

第15条 市長は、アダプト活動認定団体が認定の解除を申し出たとき、アダプト活動団体がこの合意書各条に掲げる義務を履行していないと認められるとき又はアダプト活動認定団体としてふさわしくないと認められるときは、認定を取消し、第9条に基づき設置した表示板を撤去するものとする。

(疑義の解決)

第16条 この契約について疑義が生じたときは、アダプト活動認定団体と市長が協議の上、解決するものとする。

平成 年 月 日

アダプト活動認定団体 団体名

代表者住所

代表者氏名

印

市道等管理者 江田島市長

明 岳 周 作

印

様式 3

平成 年度アダプト活動認定団体活動実施計画書

平成 年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

〒住所・連絡先 \_\_\_\_\_

1 活動箇所

① 名 称 \_\_\_\_\_

② 活動区間 \_\_\_\_\_から  
\_\_\_\_\_まで

③ 活動延長 \_\_\_\_\_メートル

2 活動内容（該当するものに○印をつけてください。）

清 掃 緑 化 草 刈

3 活動予定回数

（単位：回）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
活動予定回数													
うち草刈予定回数													

4 活動参加予定者数 \_\_\_\_\_人

※) 活動実施計画書は毎年6月末日までに提出してください。ただし、「江田島市アダプト活動支援事業」に基づく奨励金交付申請を行った団体については、提出は不要です。

様式 4

平成 年度アダプト活動認定団体活動実績報告書

平成 年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

〒住所・連絡先 \_\_\_\_\_

1 活動箇所

① 名 称 \_\_\_\_\_

② 活動区間 \_\_\_\_\_から  
\_\_\_\_\_まで

③ 活動延長 \_\_\_\_\_メートル

2 活動内容（該当するものに○印をつけてください。）

清 掃   緑 化   草 刈

3 活動回数

（単位：回）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
活動回数													
うち草刈回数													

4 活動参加者数 \_\_\_\_\_人（実質人数）

※) 活動実績報告書は毎年3月末日までに提出してください。ただし、「江田島市アダプト活動支援事業」に基づく活動実績報告書を行った団体については、提出は不要です。





## アダプト活動認定団体認定証

平成 年 月 日  
認定番号 号

様

江 田 島 市 長

貴方を江田島市アダプト制度実施要領第5条の規定により、  
次のとおりアダプト活動認定団体に認定します。

認定団体名 \_\_\_\_\_

市道等名称 \_\_\_\_\_

区 間 \_\_\_\_\_

から

\_\_\_\_\_

まで

## アダプト活動認定変更届出書

平成 年 月 日

江田島市長 様

団 体 名 \_\_\_\_\_

代 表 者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

江田島市アダプト制度実施要領第6条の規定により、次のとおり認定内容を変更したので届出ます。

《該当する項目に○印を付けて、変更内容を記入してください。》

### 1 代表者の変更

変更前 \_\_\_\_\_  
↓  
変更後 \_\_\_\_\_

### 2 構成員の変更（必ず構成員名簿を添付してください。）

変更前 名 → 変更後 名

### 3 活動内容の変更

① 道路・河川名 \_\_\_\_\_

② 活動区間等 \_\_\_\_\_ から  
\_\_\_\_\_ まで（約 m）

③ 作業内容（該当するものに○印を付けてください。）

清掃 緑化 草刈

## 認定解除申出書

平成 年 月 日

江 田 島 市 長 様

団 体 名 \_\_\_\_\_

代 表 者 〒・住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

江田島市アダプト制度実施要領第 11 条の規定に基づき、認定の解除を申し出ます。

道路・河川名 \_\_\_\_\_

活 動 区 間 \_\_\_\_\_ から

\_\_\_\_\_ まで (約 \_\_\_\_\_ m)

1 解除の理由

2 表示板の有無 (チェックをお願いします)

有 ( 基 )      無

この道はわたし達が きれいにしています	
団 体 名	江田島市

(注) アダプトサイン(表示板)は、設置箇所等の実情に応じてサイズ、デザイン等を変更し設置します。